

狛江市立公民館
館長 平林 哲郎 様

狛江市立公民館運営審議会答申

平成 28 年 5 月 16 日付け狛教教公発第 000025 号にて狛江市立公民館長より諮問のあった以下の内容について、すでに平成 28 年 11 月 2 日付けで提出した中間答申に加えて、別紙のとおり答申いたします。

■ 諒問

狛江市立公民館の魅力を高め、すべての世代にわたる市民のための学習の場とするために必要な公民館事業等のあり方について

平成 29 年 3 月 31 日

狛江市立公民館運営審議会委員

委員長	日向 正文
副委員長	斎藤 謙一
委 員	飯田 陽子
委 員	石田 寿彦
委 員	伊東 静一
委 員	植村 多岐
委 員	富永 美奈子
委 員	長谷川 まゆみ
委 員	深井 秀造
委 員	谷田部 馨



平成 28 年度 狛江市立公民館運営審議会答申

狛江市立公民館運営審議会は、平成 28 年 5 月 16 日付け狛教教公発第 000025 号にて公民館長から受けた諮問に対し次の通り答申いたします。

諮問事項 = 「狛江市立公民館の魅力を高め、すべての世代にわたる市民のための学習の場とするために必要な公民館事業等のあり方について」

この検討にあたって近年の答申をふりかえり、かつ、公民館事務局とも協議の上、次の理由で今年度の答申は、高校生から現役社会人（※1）が集うような公民館のあり方について答申することとした。

※1：ここでは、主にフルタイムで働いていて地域との結びつきが薄い人々を「現役社会人」と呼び、以下「高校生から現役社会人」を「若い世代」と呼ぶ。

①現状、高齢者の利用は盛んであるが、若い世代の利用度が低いこと。

②平成 24 年度の答申では、主に小中学生を念頭に置いて行われていること。またこの答申を受けて一部の対策がとられはじめ、主に小中学生がフリースペースに集うようになっていること。

答申の検討を進めるにあたり、若い世代の人々の公民館に関する認識・意見を把握するため、公民館事務局の協力を得て、高校生、大学生、市内の事業所に勤務する人々にアンケートを実施した。

このアンケート結果からうかがえる若い世代の意識と、狛江市の公民館の現状をふまえて考察を加えた結果、次の事項を答申する。

① 時代と地域の状況を勘案しつつ、若い世代の関心に応える事業を創造すること

例えば、少子高齢社会、ワークシェアリング、文化の情報化（IT化）、防災、消費者教育、18 歳選挙権、街の中の空き家問題など、社会状況に目を向けつつ、若い世代が自身の生活から関心を持つような、あるいは持つべきことがらをテーマとした事業を創っていくこと。

② 事業を創造する体制を充実すること

公民館が主体性と責任をもった上で、市民の力とりわけ若い世代の力を活用して各種の事業を創り、事業や講座の運営を市民とともにすすめる体制を整えること。

③ 利用時間帯の改善を検討すること

若い世代も利用しやすいような公民館の利用時間帯（貸出時間帯）の設定を工夫すること。

④ 施設整備にあたって、コミュニティスペースとしての機能に配慮すること

公民館は、公共としての空間に加えて、そこに集う個々人の主体性と公共性を両立・バランスさせた空間にしていくこと。

これらの答申事項を決定した議論と考え方は以下のとおりである。答申内容を実施するにあたって参考にされたい。

1. 公民館のあるべき姿、果たすべき役割

我が国における現代公民館の整備は、文部次官通牒「公民館の設置運営について」(昭和 21 年 7 月 5 日付け) による。当時の社会教育局の寺中作雄氏「公民館の建設—新しい町村の文化施設」(いわゆる寺中構想) に記されている「公民館の機能」は、要約すると次のようなものである。すなわち、公民館は

- ① 教育機関
- ② 社会娯楽機関
- ③ 町村自治振興の機関
- ④ 産業振興の機関
- ⑤ 新しい時代に処すべき青年の養成に最も関心を持つ機関

である、としている。

また、公民館の設置目的は、社会教育法(昭和 24 年制定)に「住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」と謳われている。

これらに基づいて、各地で公民館が設置・運営され、社会教育を推進しつつ、住民参加によるまちづくりを進める拠点となってきた。ここでいう「まちづくり」とは、地域で住民がより良く暮らしていくようにするハード・ソフト両面でのとりくみ全般をいう。こうした社会教育を通して、住民の文化水準を高めるとともに、住民自身が連携して地域のあり方を考える主人公になることが望まれたのである。

時代はくだって、街を形づくるインフラや建築物も、文化のありようも、社会(地域)における人間同士の関係も変化してきている。現代において、公民館の役割はどうなものであろうか。

昨年 8 月に神奈川県相模原市で開催された全国公民館研究集会は、「今、なぜ公民館が必要とされているのか? ~公民館の存在意義を問う~」をテーマとして開催された。「公民館は、住民がつどい、まなび、つながる場となっているのか」「公民館は、住民の自治力を高めるという機能を果たしているのか」という問題意識を立てて、公民館のあるべき姿を探求し、公民館が果たすべき役割に焦点をあてた内容で構成され、実践する現場からの報告や学識経験者の助言が紹介され、意見交換が行われた。結果は、住民が住んでいるまちについて自ら考え、行動することの重要性は現代でも変わらないが、一方、住民の参加を促し、効果あるものにするためには、とりあげるテーマ、運営方法・体制、対象とする世代・階層などについて様々な工夫が大切であることがこもごも語られた。

文部科学省においても、公民館を地域活性化の手段と位置づけている。具体的には、

「公民館は、住民にとって最も身近な学習拠点であり、交流の場として重要であり、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会を提供している。今後は、社会の要請に的確に対応したとりくみや、子どもや若者、働き盛りの世代も含めて、地域住民全体が気軽に集える、人間力の向上などを中心としたコミュニティ（地域社会）のためのサービスを総合的に提供する拠点となることが期待されている」としている。

寺中構想において、「新しい時代に処すべき青年の養成に最も関心を持つ機関である」とされていることと併せ考えると、若い世代を社会教育の観点から養成することは時代にかかわらず（古くて新しい）課題だということができる。

現代社会が抱える様々な課題（例えば少子高齢社会、ワークシェアリング、文化の情報化（IT化）、防災、消費者教育、18歳選挙権、街の中の空き家問題など）に目を向けて、若い世代が自身の生活から関心を持つようなことからをテーマとした事業を創っていくことが望まれる。

2. 狛江市立公民館の現状と若い世代の意識

狛江の公民館では、高齢者の利用は盛んである。子ども向けの事業も人気があり、募集開始当日に定員が埋まってしまうことも多い。フリースペースとして居場所を用意してから小中学生の利用も進んでいる。一方で若い世代の利用はあまり見られない。

この状況は、狛江市公民館基本方針、狛江市公民館事業方針（昭和52年策定）（※2）や狛江市総合戦略（平成28年2月に策定：5ヵ年計画）の戦略編・基本方針3「市民が活躍するまちづくり」（※3）に照らしても、市民全体との関係でバランスを欠いている。公民館が高齢者や子どもばかりでなく、若い世代に利用される施設となり、また若い世代に様々な発信をし、ともに生活の潤いとまちづくりを考えていける施設であってほしいものである。

※2：毎年の「狛江市公民館活動の記録」の冒頭に掲載。

※3：テーマ1「地域に貢献できる人材の育成」より抜粋。「公民館等の市民になじみのある施設を、世代を超えたつながりを生む交流の拠点として活用していくとともに、新たに設置される市民活動支援センターとも連携し、地域の人材の発掘、育成に向けた取組みを進めます。」

実際の高校生から現役社会人の意識を把握しようとしておこなった今回のアンケートでは、「何をする場所なのか分からぬ」「利用方法がわからない」「利用する必要性がない」とか「利用したい催し・場などがない」「公民館の施設や催しなどに魅力を感じない」という回答が多い。そもそも公民館というものを知らなかつたり、興味を持てないという現状がうかがえる。これは同じ社会教育施設である図書館や博物館との大きな違いであろう。

公民館は、「つどい・まなび・つながる」場所だと言われるように、地域住民の生活課題への取組みを中心とした学習や文化・レクリエーション活動（公民館基本方針）の場であり、問題意識をもって学んだり同好の士とともに楽しむ意欲があれば利活用

するのに格好の施設であるが、そのようなことを（または存在自体を）知らなければ利用のしようもない。一方、公民館としては、市民の公民館活動への契機及び学習や活動を発展させる機会として、主催講座や各種事業を実施（公民館事業方針）している。それでも、それらのとりくみが若い世代に届いていないとすれば、現状のどこに問題があるのか考えてみた。公民館の事業内容とその運営の両面から考察した。

3. 公民館の事業内容について

狛江の公民館事業の対象は大きく分けて、少年、青年、障がい者、女性、成人などの他、公民館利用者全体を対象とするものがある。（各年度公民館事業のあらまし「公民館事業計画一覧」を参照）

このうち、「少年」は小中学生が対象である。「青年」「障がい者」（チャレンジ学級）はいずれも貴重な居場所を提供し、参加者同士の交流を実現しているが、参加者が少數で固定化する傾向にある。「女性」は乳幼児と若い母親が対象となっている。「成人」は市民の発案によるテーマを掲げたり、「市民大学」のように常設の運営委員会によって運営されているものもあるが、利用者の年齢層を反映して運営に関わる市民自体が高齢化している。他に、日本語教室や市民劇場、公民館交流事業などがあり、貴重な、また楽しく交流したり学習できる場を提供している。

このように狛江の公民館が実施している事業は多岐にわたり、いずれも長年の蓄積によって実施ノウハウが培われてきているものである。しかし、高校生や大学生、現役社会人の参加が少ないのはなぜか。学業や仕事のために時間がとられることが大きく、また、若い世代の生活様式として地域での活動や仲間を求めるということが少ないのだと考えられる。仕事が忙しく、その方面の人間関係が中心だった人が定年退職後に地域デビューして公民館活動に熱心になるケースは多く、現役時代に地域に目が向かないのはよくあることである。また、利用が多い年配層には公民館が馴染みのある身近な場所になっているためその世代が公民館に多く集まる。そのこと自体が、若い世代から見ると馴染めず入りづらいことがあるかもしれない。

我が国では1960～70年代に人口増加に伴い急遽インフラを整備した時代から、生活面や精神的にも孤立する人が増えてきた。それまでの農村的な、地域で助け合って生きてきた生活様式が消えている。今回のアンケートでも、参加してみたいと思う講座や催しについて、趣味やスポーツ、音楽会などが多い一方で、地域や地元に関するものが極端に少ない。また、子育て（乳幼児、小中学生、思春期など）を考える講座も関心が低い。

一方、アクティブ・ラーニング（※4）という教育の考え方が中央教育審議会の答申を受けて大学教育に取り入れられ、中学・高校にも導入されようとしている。

※4：課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習のことで、併せて知識・技能の定着や学習意欲の向上も図ろうというもの。

また、狛江市ではアパートやマンションの建設が続いている、人口は微増の傾向に

ある。ここに移り住んでくる人たちは若い世代が多い。

こうした状況の中で公民館は、その存在意義の一つである、主催事業をとおして住民が地域やそこでの生活に目を向け、自主サークル活動などの形で住民同士のつながりをつくることを支え促す社会教育機関であることを再確認する必要がある。現状で、若い世代がそういった方面に关心が少なく、公民館との結びつきが弱いとしても、むしろそこにこそ焦点を当てて、事業を展開すべきである。

それは、まちづくりばかりでなく、地域防災の観点からもゆるがせにはできない。阪神淡路大震災の際に地域におけるふだんからの住民のつながりが、震災直後の救助に役立ったり、困難な避難生活に耐えながら避難所でのコミュニティを形成するなど人間関係の維持に役立つことが教訓とされ、「地域力」という言葉も生まれた。

身近な社会問題に目を向ける事業として近隣の市では、防災講座（西東京市）、子ども食堂（昭島市、稻城市、西東京市）、子どもの人権（小金井市）、LGBT（国立市、日野市、福生市）、障がい者とともに使う青年教室（国立市、調布市、西東京市、福生市、町田市）などについて実施されている。これらのとりくみを参考にされたい。

公民館主催事業であれば、利用団体に所属していない個人で参加ができる。だれでもが公民館に触れるきっかけになるので、その内容、実施形態の工夫は重要である。年齢別の枠組みを超えて、課題別の枠組みを事業分野に意識的に位置づけることも大切である。

4. 公民館の運営体制について

(1) 職員の研修

前節の末尾で紹介したような身近な社会問題に目を向ける公民館事業を創っていくには、公民館がその時々の社会情勢や地域の状況にアンテナを張って、事業を形づけていく必要がある。社会教育法第27条に公民館の行う各種事業の企画実施は館長の権限で行うことが規定されている。実際には、館長の監督下で職員が行う。その職員には事業を構成し実施する専門性が求められる。

職員が新規事業を創造したり市民の相談に応えるには、それなりの知識と経験が必要であるが、近年の職員体制は一般行政職の人事の一環として数年ごとの異動が通例となっている。こうした現状では、少なくとも、配置された職員に研修の機会が与えられるべきである。東京都公民館連絡協議会（都公連）が実施している研修に参加したり、都公連と東京学芸大学が協働して実施している研修や国立教育政策研究所・社会教育実践研究センターの公民館職員専門講座などを活用することが望まれる。また、公運審の学識経験者の力を借りたり、市内在住の社会教育専門家や公運審経験者らとともに自主的な研修・学習があっても良いのではないか。

(2) 若い世代の声を反映した事業を創る方策

公民館職員が事業を企画・構成するにあたって、若い世代の意識を反映するには、市民の力を活用する方策が考えられる。そうすることは、ともに考え、力を合わせて

実行するという社会教育の精神、また、まちづくりの精神にも合致すると考えられる。柏江では前述のように市民大学の運営委員会があるが関わる者が高齢化している。
(一部、子育て世代の女性たちが関わっている保育室活動があるが)

協働するしくみは作られている。このしくみに若い力を呼び込む工夫が必要である。例えば次のような人たちに呼びかけて連携できないものだろうか

- ・市内学生寮や近隣大学・高校等と連携しての事業づくりやインターンシップに位置づけてもらって参加を促す。
- ・子ども向け事業に付き添ってくる保護者たちとともに事業を計画する。
- ・市内の事業所に勤める人たちと懇談する機会をもって若い世代の声を反映させる。

こうした方策の事例として、近隣市における次のようなとりくみがあるので、参考にされたい。

- ・小金井市 Y.A (ヤングアダルト) サポーター
- ・小平市 事業企画委員会
- ・西東京市 市民企画事業
- ・国立市 公民館 わいがや (障がい者青年教室)

これらの方策をとおして事業化するにあたっては、既存の利用団体の力を借りたり、専門家（学識経験者）の協力、とくに地域にいる専門家の協力を得るようにして、公民館が市民や地域とつながれば、つながりの広がりと継続が生まれてくる。多様な市民が持つ経験やアイデア、得意な分野を公民館がつなげる役割を担えれば素晴らしい。

(3) 情報発信

公民館が「知られる」ということについては、今年度の中間答申（11月）で提起した情報発信手段としての公民館独自のホームページが、教育委員会のホームページの中に公民館のページを設けるという形でこの3月から実現している。今後は、その内容の充実によって発信力を高めていくことを期待したい。ただし、ホームページはあくまでも情報をネット上に置くだけで、見てもらえるかどうかは受け身の状態となざるを得ない。より積極的に「情報を届ける」には、facebook や twitter のようなSNSに公民館として参加していくなどの打って出る情報発信が必要ではないか。

その発信する情報についても、前項のようなとりくみを通して、若い世代の声を反映させていくことが大切である。

5. 利用時間帯について

今回のアンケート結果に、時間帯の制約で利用しづらいと言うものがあった。潜在的な利用者と制度が合わない面がある。この課題の対策として、曜日や時間帯を限定して若者優先にしてはどうかという意見がある。公民館主催事業として施設を先押さえする方法も考えられる。

また、利用時間帯（貸出時間帯）を変更して、貸出区分を分割し利用枠（貸出枠）を増やすことや、貸出枠の間（12～13時、17～18時）の活用、開館時間の延長（夜間）などの意見もある。さらに、調整会の開催日時が平日朝になっているが、これも現役世代には参加しづらい。

これらを改定するには、条例の改正や施設予約システムの改修が必要であり、検討方法と見直し時期を考慮する必要がある。検討には、公民館利用者の会と意見交換したり、時間延長は職員体制とのかねあいも考慮しなければならない。現在公民館を利用していない人たちを新たに呼び込むためには、新しい事業を検討する中で実施時間帯についても若い世代の声を反映させることが大切である。

6. 施設について

公民館は、その機能である「つどい・まなび・つながる」場としての環境を有していることが求められる。

まず、「つどう」という面では、平成24年度の公運審答申に基づいてフリースペースを設けた結果、夕方から夜にかけて公民館で勉強したり語らっている学生・生徒が見られるようになった。また、サードスペース（家庭と職場に次ぐ場所）として利用している社会人を見かけることもある。

これを「まなび・つながる」に広げていくには、単なるパブリックスペース（公共空間：公衆の一般に開放された空間）からコミュニティースペース（そこにつどう個々人の主体性と公共性を両立・バランスさせた空間）していくことが求められる。これは例えば、自分のものではないからとぞんざいに利用するのではなく、自分（たち）のものとして大切に利用し、そのあり方をみんなで創っていくということにできれば、まちづくりの精神につながっていく。公共空間として管理や制限（規制）するのではなく（それでは居心地の良い空間とはならない）、利用者が主体的に、個を尊重した上でゆるやかにつながる空間であることが望ましい。そこに、公民館が発する情報が掲げられ、それが若い世代にもマッチするものであればとても良い。

西河原公民館のロビー奥のスペース（自動販売機とその前のソファー）は、ささやかながらその萌芽を示していると言えるのではないか。中央公民館のフリースペースはくつろぐと言うにはほど遠い。館内（市民センター）には未利用スペース（2階テラスなど）があるが、施設の老朽化や管理の都合上、利用を制限している。アンケート結果には、公民館が古い、暗い、衛生的でないという指摘もある。こうした部分も含めて改修は喫緊の課題であり、その際には是非ともコミュニティースペースといえる環境を整備する必要がある。

＜参考＞市内の店舗で居心地の良い空間を提供している店はいくつもある。喫茶店は昔からその典型であるし、ファストフード店やファミリーレストランも、食事や語らう場としてだけでなく、市民がノートパソコンやスマートフォンなどを持ち込んで勉強や仕事をしたり、音楽や動画を鑑賞したりする時間をもてる空間となっている。こうした場所を若い世代が居場所を求めて利用している実情がある。

7. 既存の事業との関係

若い世代を念頭に置いた新しい事業の企画ができるとしても、公民館事業全体の規模（予算、マンパワー）の中では、既存の事業をそのままに事業を増やせるとは限らない。事業のスクラップアンドビルトは避けられないであろう。

社会教育法第32条では、公民館はその運営状況について評価し改善を図ることとされている。事業の評価にあたっては、評価の方法、体制（評価者）、評価基準などの整備が必要である。多摩地域では5市の公民館が事業評価のしくみをもって実施しているが、そのようなシステムを構築することは一朝一夕にできるものではない。その課題は今後の検討に委ねざるを得ないが、当面は、新たな事業を実行に移すにあたって何らかの既存事業を整理・削除しなければならない場合は、各事業の時系列的な実施状況を勘案するなどして対象事業を選定せざるを得ないのではないか。

これまでにも取りやめた事業はある。この数年では、少年事業の「どろんCO農園」、視聴覚ライブラリーの「16ミリ発声映写機の検定・貸出」、「フィルムの貸出」、女性セミナーの「女性問題学習」などである。これらを取りやめるにあたっては、それぞれの理由付けが成されたであろうが、日常的に新しい事業を創造し展開していくとなると、継続的な事業評価に基づいた事業の廃止・転換が必要となってくる。事業評価のシステムを構築していくことは懸案事項であると認識されたい。

なお、スポット的に個別の事業を評価する場合でも、次の点に留意することは大切である。すなわち、事業の評価を参加者数などの数値面だけで判断するのではなく、市民の教養の向上、健康の増進やまちづくりの点でどのような効果があったかなど、数値で表せない面も評価することが肝要である。

8. おわりに

狛江市の公民館が、今般諮問の問題意識を深め、本答申を受けて若い世代に向けた事業を市民とともに展開していくことを期待する。子ども（小中学生）対象の事業は多く、人気も高いが、中学・高校生になると参加しなくなる傾向がある。しかし、こうした子ども向けの事業に参加したり、居場所として公民館につどった経験は、必ず心身に残る。そして、その子らが成長して人生や自分の暮らす街について考えるときに受け皿となり、またその人たちに受け入れられる公民館であるために、狛江の公民館がここに掲げた答申を実行に移していかれることを希望する。

<参考資料>
アンケート結果（別紙）

公民館 文部次官通牒
https://www.nier.go.jp/jissen/book/h21/pdf/k_02.pdf

寺中構想（寺中作雄「公民館の建設」）
http://futaba-educ.net/wp/wp-content/uploads/vision_vol4_refer1.pdf

社会教育法 公民館（第20条～第42条）
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24HO207.html>

全国公民館研究集会 神奈川大会
https://conv.toptour.co.jp/2016/kouminkan/yoko_jp.pdf

公民館の振興（文部科学省）
http://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/001.htm

文部科学省における地域活性化の取組～活力あるコミュニティの形成に向けて～
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/platform/kakuryo/dail/siryo3.pdf>

「公民館」パンフレット（文部科学省）
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afIELDfile/2010/09/13/1292569_1.pdf

「狛江市公民館活動の記録」毎年度発行
冒頭に「公民館基本方針」「公民館事業方針」を掲載
<http://www.komae.ed.jp/index.cfm/10,1203,c,html/1203/20161220-155437.pdf>

狛江市総合戦略（5カ年計画）の戦略編・基本方針3「市民が活躍するまちづくり」
<http://www.city.komae.tokyo.jp/index.cfm/46,77632,c,html/77632/sougou-senryaku.pdf>

アクティブ・ラーニングについて
中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（概要）
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afIELDfile/2016/12/27/1380902_1.pdf

身近な社会問題に目を向ける公民館事業の事例

防災講座

文部科学省

http://www.fdma.go.jp/disaster/syoboden_katudo_kento/working/05/shiryo_06_1.pdf

西東京市

https://www.city.nishitokyo.lg.jp/kosodate/kyoiku/kyouiku_kouhou/kouminkan/2013/24_141.files/141_1.pdf

子ども食堂

<http://kodomoshokudou-network.com/>

子どもの人権

小金井市

<https://kokop5.jimdo.com/%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E3%81%AE%E4%BA%BA%E6%A8%A9%E8%AC%9B%E5%BA%A72015%E6%84%9F%E6%83%B3/>

L G B T

国立市 <http://www.2chopo.com/topics/7092/>

日野市 https://www.hi-know.tokyo/upf/E000781_01.PDF

福生市 <http://palmier105.blog.fc2.com/blog-entry-548.html>

障がい者青年教室

国立市

<http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/kouminkan/kouminkan3/kouminkan4/1465447572749.html>

調布市 <http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1432876389138/index.html>

西東京市

https://www.city.nishitokyo.lg.jp/kosodate/kyoiku/kyouiku_kouhou/kouminkan/2009/091201.files/no_103-01.pdf

福生市 <http://www.city.fussa.tokyo.jp/education/publichall/1002700.html>

町田市

http://www.city.machida.tokyo.jp/bunka/bunka_geijutsu/cul/chuokominkan/kouminkan/seinengakkyu.html

少子高齢社会

所沢市など <http://www4.famille.ne.jp/~iruma/pdf/kenkyuusyuukai-2004.pdf>

消費者教育

消費者教育のヒント&事例集（文部科学省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/detail/1368878.htm

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/03/30/1368878_1.pdf

18歳選挙権

那覇市 <http://wakasakouminkan.blogspot.jp/2016/06/18.html>

市民の協力を得て事業を企画、とりくむ事例

小金井市 YA（ヤングアダルト）サポーター

<http://shitteru-koganei.net/know/kitamachi-yasapota/>

西東京市 市民企画事業

<http://www.city.nishitokyo.lg.jp/enjoy/kouminkan/kouminkansiminkikaku.files/27ri-huretto.pdf>

国立市 公民館 わいがや（障がい者青年教室）

<http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/kouminkan/kouminkan3/kouminkan4/1465447572749.html>

職員の研修

国立教育政策研究所・社会教育実践研究センター 公民館職員専門講座

http://www.nier.go.jp/jissen/training/h28/kouminkan_kouza.html